

令和5年度京都府障害者施策推進協議会の概要

- 1 開催日時 令和6年1月31日（水）午前10時00分～11時30分
- 2 場所 京都府職員福利厚生センター第2・3会議室
- 3 出席委員 （24名中21名）
武田委員、鈴木委員、三木委員、長谷川委員、澤村委員、三好委員、藤原委員、阿野委員、前田委員、上田委員、佐藤委員、水野委員、櫛田委員、高野委員、大前委員、尾瀬委員、村田委員、細田委員、林田委員、松村委員、杉浦委員

4 内 容

議題（1）京都府障害者・障害児総合計画について

事務局から、資料1～3に基づき説明

- 資料1 京都府障害者・障害児総合計画（中間案）に対する意見募集結果
- 資料2 京都府障害者・障害児総合計画（最終案）新旧対照表
- 資料3 京都府障害者・障害児総合計画（最終案）

【主な質疑・意見等】

○委員：防災、防犯等の推進について、令和6年度能登半島地震の被災関係者から話を聞く機会があり、障害のある方で声を出す方もいるので、避難所でうるさいとの意見が出たことがあったと聞いた。障害がある人の受け入れ先を探すことは困難であり、福祉避難所の多くが障害者施設、高齢者施設であり、入所者への対応で手一杯であることから、それ以外の受け入れ先を考える必要があると感じる。また、避難所が寒いことが障害の有無に関わらず問題になっている。個別の部屋がある自治体の施設や自治会館を利用する等、あらゆる手段を使っていただきたい。このような問題は行政が決定しないと確保が難しい。

○委員：障害者、高齢者、子ども等要配慮者の一時的避難も想定して、一般避難所のユニバーサル化、福祉避難サポートリーダーやDWA T（災害派遣福祉チーム）の養成等、京都府では先進的な取り組みを行っている。これらの情報を関係者と共有しながら有事に備える必要があると感じる。

○委員：個別避難計画について盛んに言われているが、実効性があるか疑問。障害者施設、高齢者施設が通常福祉避難所になっているが、大勢を受け入れる体制とは思えない。個別避難計画は各自自治体が作成するものとの認識だが、実態に即した、機能性のある計画を策定願う。

○委員：地域が被災すると福祉施設の職員も被災する。福祉避難所だけでなく、一般避難所をどうするかということが課題。

○事務局：市町村と連携し、福祉避難所の確保、個別避難計画の策定を進めてまいりたい。令和6年度能登半島地震での都道府県間の連携としては、現在、石川県への専門チームの派遣について、京都府の障害福祉施設にお声がけし、10法人からエントリーいただいていることを紹介させていただく。

また、災害時など、停電が発生した際は、在宅で医療機器を使用されている方々への安否確認を行う等の配慮ができるよう、保健所と市町村が連携して取り組んでいるところ。

○委員：福祉避難所について、設置の問題に加え、障害のある女性の方等が性的な被害を受けることがあるため、避難所の運営形態等についても考慮願う。

資料3の計画最終案第2章 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (P.10) で、性暴力被害について「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都SARA」等が主体となり相談支援をしていることが記載されているが、障害のある方の視点からの支援となると、支援をする方もなかなかわからない、また、障害のある当事者も相談支援センターの存在を認知していないことが多い。例えば、緊急時のシェルターについても、障害のある方の受入や車いす利用等への対応が不可能、との理由で入所できないことが多い。ぜひ働きかけをお願いします。

○事務局：性被害を含めた困難を抱えた女性に対する支援については、現在注目度が高い問題の一つだと認識している。本府でも「困難な問題を抱える女性への支援に関する京都府基本計画（仮称）」の策定を進めているところ。いただいた意見について支援センターと情報共有するとともに、周知に向けて広報を行っていきたい。また、京都府助産師会に委託し特別支援学校を含めた学校において、児童生徒に対する性教育を行っており、教育段階から確実に支援してまいりたい。

○委員：最終案の資料3 (P.24) の医療的ケアの用語説明は、説明が不十分と考える。医療的ケアは、日常生活の中で常に必要となってくる生活援助行為であることが問題の本質であり、そのため医療職以外のヘルパーや保育士等がどのように関わるのか、が問われている。この点を考慮して見直していただきたい。

資料3の最終案 (P.22~25) において「医療的ケア児やその家族」、「医療的ケア児」、「医療的ケア児者」等書き方が統一されておらず、それぞれの対象の範囲がわかりづらい。整理をいただきたい。

医療的ケア児支援に関する関連分野を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターの配置 (資料3 (P.26)) についても、今後更に具体的な施策推進を要望したい。

○事務局：語句説明については、見直したい。また、語句のばらつきについて、子どもを主な対象者とする京都府医療的ケア児等支援センター（愛称「ことのわ」）が新規取組であることを強調するためこのような書きぶりとなった。実際は、年齢に関係なく大人の方への相談支援も行っているため、整理したい。

○委員：平成27年に難病法が施行されてから、支援は画期的に変わったと感じる。対象疾患が拡大され、京都府でも「京都府難病相談・支援センター」が設置された。ただ、な

かなか企業や一般の方々に広がらない。企業や若い方を中心とした一般の方々への周知をお願いします。

また、災害に関して高齢者及び障害のある人という言葉は計画案にたくさん出てくる。難病患者はまた別の困難を抱えているため、難病患者に対する対策を考えてほしい。

○事務局：難病相談・支援センターは京都府と京都市が共同で設置しているが、周知が足りないと感じている。より身近な存在となるよう、取り組んでまいりたい。

○委員：オストメイト等内部疾患の方は見た目では障害の有無について判別が難しいが、支援を必要としていることは変わらない。オストメイトはたくさんの水が必要だが、トイレが不安でとても逃げられないとも聞く。このような方への福祉避難所の確保・周知をお願いしたい。就労についても、就労後の困難な状況への配慮等、その方に合った対応をお願いしたい。

○委員：個々の状態の違いをどこまで突き詰められるのかという課題については、個別避難計画で対応していくことになると思う。福祉避難所における対応等についても、個別避難計画を検討する中で決定していくことになると思う。

○事務局：日本オストミー協会京都府支部とお話をしていると、必要な用品等を供給している企業との間で、災害時の継続的な供給等対応について相談されていると聞いている。必要な場合は、日本オストミー協会京都府支部に相談をいただけたらと考える。

○委員：福祉施設入所者の地域生活への移行に関して資料3の最終案(P.67)で、目標値が設定されている。この数値は国が指針として掲げている目標(令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとする)とともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。)を上回っている。どのような経緯で設定されたのか。

施設の待機者への対応は、その家族への支援も含め大きな課題。令和6年度能登半島地震でも、在宅の支援について家族の負担は大きいことが再認識された。

また、グループホームについて、質の格差が広まっていることについても、京都府の格差是正に対する意見を伺いたい。

○事務局：地域移行が進まないことについて、施設運営側の団体と保護者団体へのアンケート調査、聞き取りを行った。施設運営側からは、「現に地域移行していない方は地域移行が難しい理由がある。移行に関する施設の取組が弱いというよりは、障害程度が重度である等、真に地域移行が難しい方が入所されている。」との意見があった。また、保護者団体からは、「在宅支援の充実が実感できる状況となって初めて、入所施設の人員減の話が出るのではないか。」との意見があった。これら意見を踏まえ、施設運営側の人員削減予定と照らし合わせながら、まずは国の指針に沿った数値を設定した。

グループホーム間の格差については、全国的な課題であり、令和6年度報酬改定で、家族や自治体等で構成する地域連携推進会議を開催し、ホーム運営側が運営について報告し、意見を聞くこと等が求められる。また、グループホームが最終の住まいではなく、一人暮

らしも見据えた支援をすることが盛り込まれた。グループホームからの地域移行もという観点も含めて考えていきたい。

○委員：精神障害のある方の長期入所についても、地域移行と同じ問題があり、実情に即した設定をしていく必要がある。

○委員：令和5年度の障害者のサービス量は過年度と比較して増加している。今まで利用されていなかった方々への認知が進んだことも要因と考える。その中で、量・質共に人材確保が困難な状況。京都府には、人材確保のサポートをお願いしたい。財政面、基準作り仕組み作り等で、市町村を引っ張っていただきたい。

また防災、防犯等の推進について、災害が京都府で発生した場合、という観点からも今回を契機に議論いただきたい。障害は様々であり、個別に対応するためには個別支援計画を推進することが有効である一方、避難支援者の確保が課題と考える。当事者の声をお聞かせいただき、今後も作成を進めて参りたい。

○事務局：社会福祉制度がより良いものとなるよう、京都府が牽引する形で人材の確保を進めてまいりたい。

個別避難計画について、避難支援者はヘルパーや親族の場合が多い。自治会など地域の方々とも協力し、支え合いができる体制となるよう支援したい。

京都府で災害が発生した場合の対応については、令和6年度能登半島地震における対応等も参考に引き続き議論を進めてまいりたい。

○委員：共生社会を作るということがこの計画の基本理念と思う。障害者とそれ以外、と分けるのではなく、一緒にいることで起こる問題を解決していくことが大切。

過去に学ぶことも大切だが、現在発生している新しいことに向けてどう対応していくかが難しく、今後も模索が必要。

議題（2）その他

○委員：障害者差別解消法の改正（令和6年4月施行）について、京都府として事業者に対する指針等は示すのか。

○事務局：障害者差別の解消に向けて、これまでに周知を図り、事例集を作成する等を行ってきた。今回の改正に当たり、当事者にも参加いただく説明会を令和6年2月に開催する予定。また、日々の相談窓口でも確実に対応していきたい。